

令和2年5月13日

保護者様

京都市立百々小学校
校長 山本 直樹

臨時休業期間の延長に伴う特例預かりについてのお願い

平素は本校教育活動にご理解・ご協力いただき、誠に有難うございます。

さて、現在、全国に発令されている緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長され、京都府の「特定警戒都道府県」の指定も同様の措置がなされています。そこで、臨時休業期間に実施しております特例預かりについても、5月29日（金）まで延長されることになりました。

原則、児童はご家庭で過ごし、人の集まるような場所等を避ける必要があり、「特例預かり」の対象は、以下の内容を全て満たすことが条件です。

- (1) 在籍小学校の児童であること
- (2) 保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- (3) 祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- (4) 新一年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

また、<京都市民 行動指針(市民・事業者の皆様にお願いしたいこと)>が示されており、その中で、【特例預かり等の利用自粛のお願い】として、次のように示されています。

「3密」を避け、子ども達の命、健康を最優先で守るため、社会的インフラを支える仕事をされている方以外は、可能な限り在宅勤務、仕事を休んでいただくなどして、小学校等の「特例預かり」の利用を控えていただくようお願いします。

子ども達の命と健康を守り抜くと共に、全ての人の命と健康を守り抜くためにも、「特例預かり」のご利用については、やむを得ないかどうかご検討いただいたうえで、別紙「特例預かり申請書」にご記入していただき、学校へ提出してください。

また、児童に発熱や風邪等の体調不良がある場合は、特例預かりをすることができませんので、ご了承ください。なお、登校に際しては、マスクの着用をお願いいたします。

本校では、授業再開時に万全の態勢で臨むために、教職員の健康も守る必要があります。電話・家庭訪問・配布物の投函などで家庭との連携を取りつつ、順次、在宅勤務を取り入れながら、感染予防・感染拡大防止に努めています。限られた教職員で特例預かりを実施していることをご理解していただき、何卒、協力いただきますよう、宜しくお願ひいたします。